

## 【住民票の写し】

- ※ 「住民票の写し」とは、居住地を管轄する市区町村役場が申請者に交付したそのもの  
をいい、交付を受けたものをコピーしたものではありません。
- ※ 「住民票の写し」は、本籍(外国人の場合は国籍)の記載があり、個人番号(マイナンバー)  
が記載されていないものの交付を受けてください。
- ※ 「住民票の写し」は、発行日から概ね3ヶ月以内のものを使用してください。
- ※ 個人番号(マイナンバー)が記載された「住民票の写し」を持参された場合は、サインペ  
ン等で個人番号(マイナンバー)記載部分をマスキングしていただきます。